

議案第 9 号

飯能市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 45 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5 億円」を「4 億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>4億円</u>とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>5億円</u>とする。